

賛助団体および賛助金に関する規程

(平成 27 年 4 月 24 日規程第 9 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、日本組織内弁護士協会定款第 16 条 2 項に基づき、賛助団体の賛助金その他必要な事項を定める。

(規則への委任)

第 2 条 賛助団体の募集及び資格要件並びに賛助金の金額及び収納等の必要な事項は、規則でこれを定める。

附則

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。